

第18回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年5月25日(月)午前9時00分から午前10時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(22名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第27号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 議 第 77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 6 議 第 78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第 79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 8 議 第 80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 9 議 第 81号 農用地利用集積計画に対する決定について

第10 議 第 82号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成26年度の目標及びその達成
に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成
に向けた活動計画(案)について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄、

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。

田植え真っ盛りの忙しい中お集まりいただき大変ご苦勞様です。天候も順調ですので、今後の耕作に結びつくのではないかと期待しております。

5月21日でございますが、TPP反対県民集会があり、農業関連組織の代表がそれぞれ山形市に集合しまして、断固反対の意思表示をしてきたところであります。委員会からは私と大沼代理が出席してきました。他の委員の方も別な立場で参加されたと思います。豊作が期待できても、TPP等難しい課題も出てきておりますので注目していきたいと思っております。

今日は忙しい最中でありまして、議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第18回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、22名であります。欠席届のあった委員はおりません。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。12番内山雄次郎委員、13番山田良一委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 登坂賢治

日程第4、報告第27号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第27号、平成27年4月27日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。4月申し出件数3件、田 23, 040㎡。個人への調整決定件数2件、田4, 643㎡。支援センターへの調整決定件数1件、田18, 397㎡。所有権移転合計3件、田23, 040㎡です。利用権の設定。4月再設定件数9件、田79, 641.04㎡。4月申し出件数 5件田22, 581㎡。個人への調整決定件数 5件田22, 581㎡、利用権設定合計14件、田102, 222.04㎡。利用権の移転10件、田 69, 321㎡です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第5、議第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

12ページをご覧ください。議第77号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第77号1番、2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番及び2番について、20番牛谷清海委員より報告願います。

20番 牛谷清海委員

番号1番について、5月20日現地調査をしてみました。今回の申請は経営縮小、規模拡大により畑を取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。宅地周辺の畑であり農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断します。

番号2番についても5月20日現地調査をしてみました。今回の申請は耕作不便のため所有権移転するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

番号1番、2番について、担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第6、議第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

13ページをご覧ください。議第78号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第78号1番から3番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに、番号1番の件について21番大沼藤一委員より報告願います。

21番 大沼藤一委員

番号1番について、5月21日現地調査をまいりました。今回の申請は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番の件について、13番 山田良一委員より報告願います。

13番 山田良一委員

番号2番について、現地調査をまいりました。今回の申請は経営縮小、規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

番号3番の件について、12番内山雄次郎委員より報告願います。

12番 内山雄次郎委員

3番の件について5月22日現地調査をしてきました。次の議第79号の案件にも関連がある内容ですが、本案件は康平氏が今春県農業大学校を卒業し、親元就農するため規模拡大するものです。主に畑作部門の作付計画を予定しており、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10a借賃●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

番号3番に関してですが、次の使用貸借の件にも関連しますが、賃借人の経営が63,570㎡ということですが、経営権は使用貸借の貸し人にあるわけですが、賃貸借、使用貸借合わせて50a未満ですが、家族一体での貸借は可能なのか、農地法第3条の要件はクリアしているのかについて事務局より説明をお願いします。

農地主査 前山律雄

家族一体で規模拡大していくということですので、問題ないと考えます。

16番 小形耕一委員

家族一体で問題ないのであれば、今後、1家族の中で2つの経営をしていくということが大前提になると思います。だとすれば、農地法第3条の50a要件をクリアしていかなければならないと思いますが、使用貸借で調整がつくのかと思います。農地法上の手続きについてお聞きしたい。

農地主査 前山律雄

賃借人につきましては、新規就農の準備型を受けております。その後、開始型を受けられると思いますが、開始型につきまして産業振興課とも連携を取りながら計画や方向性を示した中で、畑作を中心に経営したいという意思があります。後々50a以上の貸借がでてくると思いますので、手始めとして今回の申請が出たものであります。

16番 小形耕一委員

事情もよくわかりますし、地域の若手農業者の育成は非常に大事なことで農業委員会の努めだと思えます。しかしながら、農業委員会としては、農地法、経営基盤強化促進法に基づいた審査をしていかなければならないと思います。受け付ける段階での指導をしていただきたいと思えます。

21番 大沼藤一委員

今、小形委員から丁寧な説明があったわけですが、今回については3番と次の使用貸借については、保留にするのはどうでしょうか。

議長 登坂賢治

ただいま、大沼委員から保留という意見がでましたが、その他のご意見はございませんか。

(意見なし)

番号3番につきまして、保留ということよろしいでしょうか。

(全員挙手)

それでは、番号3番については、保留と決定いたします。その他についてご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

番号3番を除いた番号1番、2番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、番号1番、2番について許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第7、議第79号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

14ページをご覧ください。議第79号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第79号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について12番内山雄次郎委員より報告願います。

12番 内山雄次郎委員

番号1番について、5月22日現地調査をしてきました。今回の申請は、親元就農するため、経営者の農地を使用貸借し、経営の一部継承するものです。主に畑作部門の作付計画を予定しており、祖父とともに農業経営を進めていくものです。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

16番 小形耕一委員

先ほどの賃貸借契約と同じく保留ということではないでしょうか。

議長 登坂賢治

小形委員より保留という意見がありました。その他のご意見はございますか。

(意見なし)

無いようでありますので、保留することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成と認めます。
本件は保留で決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第8、議第80号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

15ページをご覧ください。議第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にともなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は許可後着工し、平成27年11月末で完了する計画です。一般住宅ですので、330㎡は妥当です。農地区分は農振、農用地区域外(白地)で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金については、借入で賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、7番新野勝廣委員より報告願います。

7番新野 勝廣委員

番号1番について、平成27年5月15日、須貝寿裕委員、金子秀美委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、農地区分は農振、農用地区域外(白地)の畑であります。申請人は親世帯から独立し一般住宅を建設するため農地を転用するもので、周辺のうちへの影響はないと思われま

す。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(意見なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第9、議第81号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号6883番は、議席6番米野則雄委員、整理番号6891番は、議席18番星野廣志委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異義なし)

それでは、議席6番米野則雄委員及び議席18番星野廣志委員については、本人に関する案件について審議中は室外に退席といたします。

それでは、最初に整理番号6883番について審議を行うので、議席6番米野則雄委員は退席願います。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

議第81号農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

17ページです。(議第81号本文及び17ページ整理番号6883番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

整理番号6883番について、質問を求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、整理番号6883番について計画内容で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。米野則雄委員の復席を求めます。

議長 登坂賢治

それでは、次に整理番号6891番について審議を行うので、議席18番星野廣志委員は退席願います。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

19ページです。(整理番号6891番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

整理番号6891番について、質問を求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、整理番号6891番について計画内容で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。米野則雄委員の復席を求めます。

農地主査 前山律雄

(議第75号整理番号6881番、6891番を除く整理番号6884番から6909番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、お諮りします。整理番号6881番、6891番を除き、整理番号6884番から6909番までについて計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 登坂賢治

日程第10 議第82号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第82号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局通知)に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求めます。

(議第82号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

無いようでありますので、本案件について、前年度の点検・評価結果並びに当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を原案の内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について原案のとおり決定いたします。

議長 登坂賢治

これもちまして、第18回川西町農業委員会総会を閉会いたします。